

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 浅井由崇

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第4号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則（平成19年広域連合規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号及び第6条第2項中「第28条第1項」を「第27条第1項」に改める。

第24条第3項第2号中「交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1か月当たりの通勤所要回数分」を「在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員にあつては、1か月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第24条の2中「平均1か月当たりの通勤所要回数」を「1か月当たりの平均通勤所要回数」に、「とし、同号の広域連合長が規則で定める割合は、100分の50とする」を「とする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第15条第2項第2号の広域連合長が規則で定める割合は、100分の50とする。

第27条第2項第1号中「第11条の3第1号」を「条例第15条第1

項第3号」に改め、同項第2号イ中「第25条第4項第1号」を「第25条第4項第1号」に改める。

第38条の次に次の見出し及び6条を加える。

(在宅勤務等手当の支給)

第38条の2 条例第16条の2第1項の広域連合長が規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は2親等内の親族の住居
- (2) 宿泊施設の客室（職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの

第38条の3 条例第16条の2第1項の広域連合長が規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 勤務時間条例第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間又は条例第18条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）
- (2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

第38条の4 条例第16条の2第1項の広域連合長が規則で定める期間は、3か月とする。

第38条の5 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第16条の2第1項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるとき

は、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

第38条の6 在宅勤務等手当は、給料の支給日に支給する。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。

第38条の7 職員が新たに条例第16条の2第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する広域連合長が規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

第44条第3項中「第28条第6項ただし書」を「第27条第6項ただし書」に改め、同条第8項第3号中「第28条第1項」を「第27条第1項」に改める。

第45条第1項及び第3項中「第28条第7項」を「第27条第7項」に改める。

第48条第5項中「第23条第2項各号」を「第23条第2項」に改める。

第52条中「第23条第2項前段」を「条例第23条第2項前段」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。